

# ミツヒロニュース



先日読んだ、東京都千代田区にある定食屋「未来食堂」の記事に人材不足を解消するためのヒントがありました。その一つが、誰もがお店を手伝える「まかないシステム」で50分手伝うことごとで、一食分の食事が無料になります。通常、アルバイトを登録すると1000円以上の時給が必要となりますから、一食分の原価で済みます。人件費が高騰していますが、発想の転換で楽しいものに変化させることも可能だと思います。 光廣昌史

## 今月のトピックス

◇中小企業も逃げられない…  
「改正個人情報保護法  
2017年5月施行」

◇今月のお勧めセミナー  
税務・会計セミナー  
「交際費の税務ポイントQ&A」

◇あとがき  
「Netflix始めました」

## 中小企業も逃げられない… 改正個人情報保護法2017年5月施行

### 改正保護法は1人から。

従来は個人情報データベース等（未整理の名刺の枚数ではなく、エクセル等でデータ管理される顧客数等）5,000件までの企業は個人情報保護法は不適用でしたが、2017年5月30日改正法施行で、1件から適用になり、ほとんどの中小企業が適用対象になります。

申込書やHPに「お預かりした個人情報は……」と公表明示したりと様々な義務が始まります。公取委並みに厳しい第三者委員会「個人情報保護委員会」による突然の立入検査もあります。

### 1) 個人情報とは

#### ○改正法の内容

△個人情報の定義の明確化を図るため、その情報単体でも個人情報に該当することとしました。

「個人識別符号」の定義を設けました。

△「個人識別符号」は以下①②のいずれかに該当するものであり、政令・規則で個別に指定されます。

①身体の一部の特徴を電子計算機のために変換した符号

⇒DNA、顔、虹彩、声紋、歩行の態様、手指の静脈、指紋・掌紋

②サービス利用や書類において対象者ごとに割り振られる符号

⇒公的な番号

旅券番号、基礎年金番号、免許証番号、住民票コード、マイナンバー、各種保険証等

※他の情報と容易に照合することで特定の個人を識別することができる情報は、改正後も現行法と同様に個人情報に該当します。

(次頁へ続く)

ミツヒロニュースの発送等に関するお問い合わせは、総合企画部 下田・和田まで

<http://www.office-m.co.jp/> Tel 082-294-5000 Fax 082-294-5007 mail to : info@office-m.co.jp

## 2) 要配慮個人情報

本 人

〈例〉人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪被害情報、犯罪の経歴

本人同意を得ない取得を原則禁止



事業者

個人情報

要配慮個人情報

不当な差別又は偏見が生じないようにその取扱いについて特に配慮をする記述等

本人の同意のない第三者提供の特例  
(オプトアウト規定) から除外



事業者  
(受領)

個人情報

要配慮個人情報

## 3) 新たな「個人情報取扱事業者」とは?

個人情報保護法上の義務を負う「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等をその事業活動に利用している者のことです。現実には、ほとんどの事業者がこの定義に該当すると考えられます。

### 小規模取扱事業者への対応(5,000件要件の撤廃)

インターネットの急速な普及などにより、取り扱う個人情報に係る個人の数が少なくても個人の権利利益を侵害する危険性が高まっています。そのため、5,000人分以下の個人情報を取り扱う事業者についても、改正により、新たに本法が適用されることとなります。

個人情報保護法の義務を負うのは誰か?

「個人情報取扱事業者」

個人情報データベース等を事業の用に供している者(第2条5項)

情報処理やソフトウェア開発等をしている会社ばかりが対象ではありません。例えば、下記を業務に使っている会社は「個人情報取扱事業者」となります。

また、法人に限定されず、営利か非営利かも問われないため、個人事業主やN P O・自治会等の非営利組織であっても、「個人情報取扱事業者」となります。

個人情報  
データベースに  
該当する事例

- ・メールソフトのアドレス帳、仕事で使う携帯電話の電話帳、
- ・ソフトウェア等でリスト化された従業者や顧客台帳
- ・五十音順に整理し、インデックスを付してファイルしている登録カード

## 4) 個人情報保護法の5つの基本チェックリスト

### 1. 個人情報を取得する時のルール

個人情報を取得する際、何の目的で利用されるかご本人に伝わっていますか？

個人情報を取得する時は、何に使うか目的を決めて、本人に伝える。

- 企業が個人情報を利用するにあたっては、あらかじめ利用目的を特定する必要があります。（例：購入商品の配送のため）
- 個人情報を取得する時は、特定した利用目的を本人に伝えるか、あらかじめHPや店頭での掲示などで公表する必要があります。
- ただし、個人情報を取得する状況において利用目的が明らかであれば、逐一相手に伝える必要はありません。  
(例：配送伝票にお客様が氏名・住所等を記入する場合などは配送目的で利用することは明らか)

### 2. 個人情報を利用する時のルール

取得した個人情報を決めた目的以外のことを使っていませんか？

取得した個人情報は決めた目的以外のことには使わない。

- 取得した個人情報は特定した利用目的の範囲内で利用する必要があります。  
(例：商品を配送するためだけに取得したお客様の住所を使って、自社の商品の宣伝はできません。)
- そのため、個人情報の取得にあたっては、何に使うか利用目的をしっかりとと考えたうえで、本人に伝えましょう。
- また、既に取得している個人情報を特定した目的以外のことを利用したい場合は、あらかじめ本人の同意を得てください。

以下、個人情報をデータベース化（特定の個人を検索できるようにまとめたもの）した場合のルール

（例：パソコンの管理ソフトでまとめる、50音順の名簿を作成する）

### 3. 個人情報を保管する時のルール

取得した個人情報を安全に管理していますか？

取得した個人情報は安全に管理する。

- 個人情報をパソコンで管理したり、名簿等にまとめた場合は、安全に管理する必要があります。（例：電子ファイルであればパスワードを設定する、ウィルス対策ソフトを入れる。紙媒体であれば施錠できるところに保管する。）
- また、従業員が会社の保有する個人情報を私的に使ったり、言いふらしたりしないよう、社員教育を行いましょう。

### 4. 個人情報を他人に渡す時のルール

取得した個人情報を無断で他人に渡していませんか？※委託の場合は除きます。

個人情報を他人に渡す際は、本人の同意を得る。

- 個人情報を他人（本人以外の第三者）に渡す場合は、原則、本人の同意が必要になります。
- ただし、以下の場合等は本人の同意を得なくても、個人情報を他人に渡すことができます。
  - ・法令に基づく場合（例：警察からの照会）
  - ・人命に関わる場合で本人から同意を得るのが困難なとき（例：災害時）
  - ・業務を委託する場合（例：商品配送のために配達業者にお客様の氏名・住所を渡す場合）

### 5. 本人から個人情報の開示を求められた時のルール

「自分の個人情報を開示してほしい」とご本人から言われて、断つていませんか？

本人からの「個人情報の開示請求」には応じる。

- 会社が保有している個人情報について本人から開示や訂正等を請求されたら、企業は対応しなければなりません。
- また、その個人情報の利用目的を問われた場合に、しっかりと答えられるようにしておきましょう。

個人情報保護法は企業の個人情報の取扱いのルールを定めた法律です。

平成27年9月に改正され、平成29年5月30日に全面施行されます。

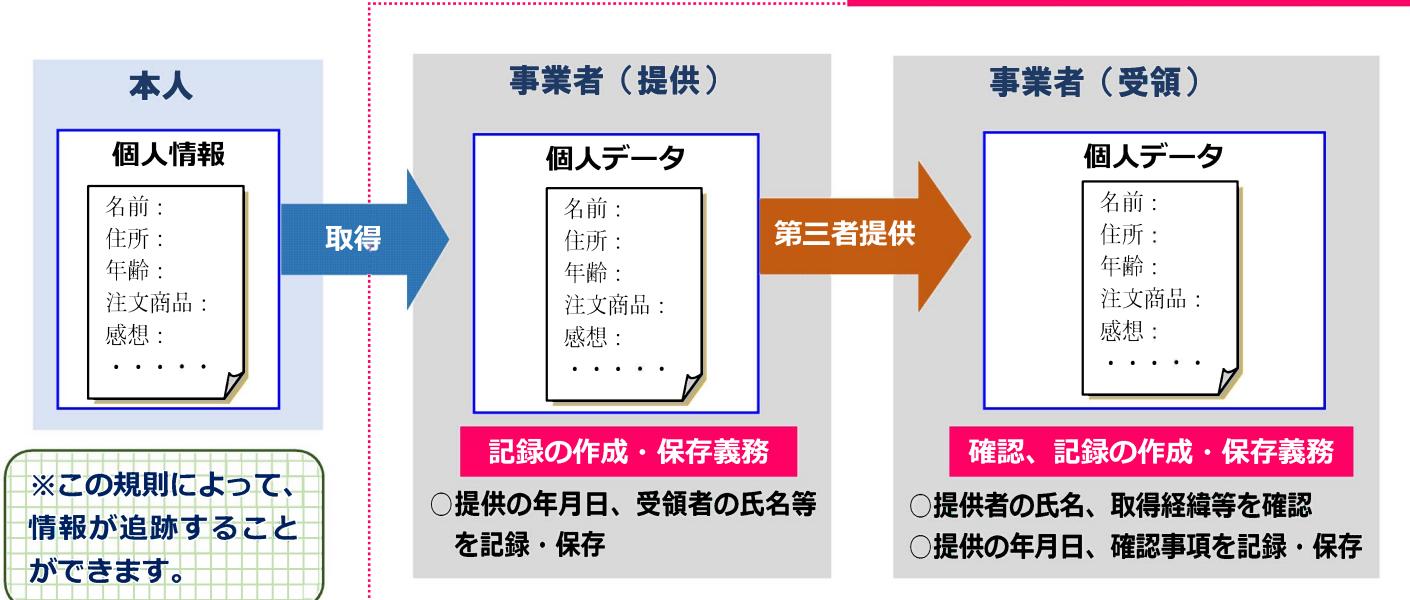
(次頁へ続く)

## 5) 第三者提供に係る記録の作成等

第三者から個人データを受領する場合には、個人情報保護委員会規則に基づき、受領者は提供者の氏名やデータの取得経緯等を確認、記録し、一定期間その内容を保存しなければなりません。

第三者に個人データを提供する場合も、提供者は受領者の氏名等を記録し、一定期間保存をしなければなりません。

### トレーサビリティの確保



## 6) 今後の対応

従来は5,000件以上の個人情報がないと罰則の対象となりませんでしたが、今後は1件から対象となります。個人情報保護法の規制を把握し、情報のセキュリティーには十分な対策を検討して頂ければと思います。

参考文献 : ■METI 経済産業省 ■バードレポート第1110号 ■個人情報保護委員会

### 今月のお勧めセミナー

#### 第2回 そこが知りたかった税務・会計セミナー 「交際費の税務ポイント Q&A」

交際費以外の名目で費用処理しても、税務署は「交際費等」と判定することがあります。税務調査で取り上げられる重点項目について「どのようなものが交際費となるのか」「他の費用として処理できるのはどのようなケースか」等をQ&A形式で解説します。

奮ってご参加ください。

### あとがき

和田です。最近、Netflixに加入了しました。スタンダードコースで月額950円は少し高いと思っていましたが、アニメや海外ドラマが充実しており、映画が少ないのですこし不満ですが、すぐに元は取れそうです。ダウンロードすれば、ネット環境が無い場所でも見ることができるみたいで、フルハウスの続編や火花など、魅力的なオリジナル作品も多く、これだけ充実していると、しばらく退屈しなくてすみそうです。



【発行】 株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所 代表取締役・税理士 光廣 昌史

あなたの経営羅針盤  
**Office Mitsuhiro**

株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所

〒730-0801 広島市中区寺町5番20号

Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007

URL <http://www.office-m.co.jp/>

Buzip+広島

動画による  
ニュース解説配信中！

